

## 鳥取県告示第472号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年9月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ガイナファーム

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

濱屋 俊

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市米原五丁目5-9

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者や地域住民等に対して、障がい者の自立支援及び社会参加支援として、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業、農作物栽培、販売などを行うほか、各種教室を開催する事業を行い、地域の障がい者福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。